

国民年金保険料の納付は

口座振替での前納・早割が便利でお得です！

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。

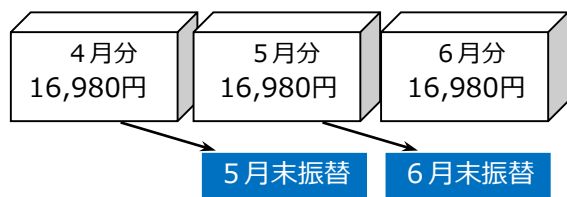
* 保険料は毎年度変わります。記載の国民年金保険料は令和6年度のものであります。

早割は月60円（年間720円）お得！

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。なお、現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

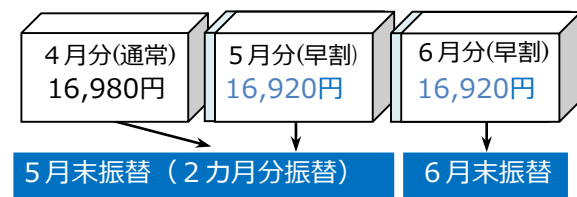
[例：5月分から早割適用の場合]

● 通常の口座振替(翌月末振替)



● 早割(当月末振替)

各月60円割引

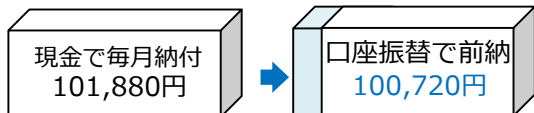


* 早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(60円割引)の2カ月分となり、その後は当月分(60円割引)の1カ月分となります。

6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納はさらにお得！

● 6カ月前納

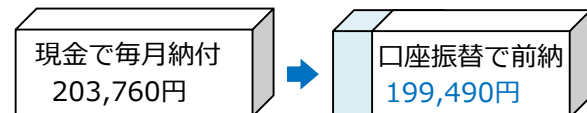
1,160円割引



* 6カ月分（上期：4月～9月分、下期：10月～翌年3月分）の保険料を上期は4月末日に、下期は10月末日にまとめて振替します。

● 1年前納

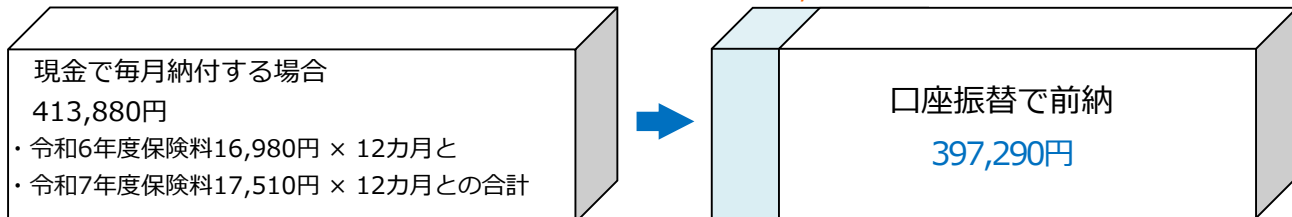
4,270円割引



* 1年分（4月～翌年3月分）の保険料を4月末日にまとめて振替します。

● 2年前納

16,590円割引



* 2年分（4月～翌々年3月分）の保険料を4月末日にまとめて振替します。

裏面をご覧ください

前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）を選択する場合は、初回振替日によって初回の振替対象期間が異なります。裏面の「前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）における初回振替について」をご確認ください。

前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）における初回振替について

初回振替時の振替対象期間は、初回振替日の属する月分から当年度3月分（2年前納の場合は翌年度3月分）（※）となります。下表により、初回振替日と選択する前納方法（6カ月前納、1年前納、2年前納）で振替対象期間をご確認ください。

初回振替日	初回振替時の振替対象期間		
	6カ月前納	1年前納	2年前納
4月末日	4月分～9月分(6カ月分)	4月分～翌年3月分(12カ月分)	4月分～翌々年3月分(24カ月分)
5月末日	4月分(1カ月分)[割引なし] ※	5月分～翌年3月分(11カ月分)	5月分～翌々年3月分(23カ月分)
6月末日	5月分(1カ月分)[割引なし] ※	6月分～翌年3月分(10カ月分)	6月分～翌々年3月分(22カ月分)
7月末日	6月分(1カ月分)[割引なし] ※	7月分～翌年3月分(9カ月分)	7月分～翌々年3月分(21カ月分)
8月末日	7月分(1カ月分)[割引なし] ※	8月分～翌年3月分(8カ月分)	8月分～翌々年3月分(20カ月分)
9月末日	8月分(1カ月分)[割引なし] ※	9月分～翌年3月分(7カ月分)	9月分～翌々年3月分(19カ月分)
10月末日	10月分～翌年3月分(6カ月分)	10月分～翌年3月分(6カ月分)	10月分～翌々年3月分(18カ月分)
11月末日	11月分～翌年3月分(5カ月分)	11月分～翌年3月分(5カ月分)	11月分～翌々年3月分(17カ月分)
12月末日	12月分～翌年3月分(4カ月分)	12月分～翌年3月分(4カ月分)	12月分～翌々年3月分(16カ月分)
1月末日	1月分～3月分(3カ月分)	1月分～3月分(3カ月分)	1月分～翌年3月分(15カ月分)
2月末日	2月分～3月分(2カ月分)	2月分～3月分(2カ月分)	2月分～翌年3月分(14カ月分)
3月末日	3月分(1カ月分)	3月分(1カ月分)	3月分～翌年3月分(13カ月分)

※ 6カ月前納の初回振替日が5月から9月までの場合、前月分の保険料を割引なしで翌月末日に振替し、10月末日に6カ月前納が開始されます。

お申し込みは簡単！

●オンラインでのお申し込み

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、ねんきんネット上で口座振替申出手続きが可能です。オンラインでお申し込み可能な金融機関やお申し込み方法など、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

手続きはこちらから

マイナポータル 検索
https://myna.go.jp



●郵送、窓口でのお申し込み

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、お近くの年金事務所へ郵送、または、年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関の窓口へ提出してください。「口座振替申出書」は年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページにあります。

ご注意ください

* 前納による納付済期間中に、会社等へ勤務し、厚生年金保険に加入された場合は、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。

* 年度の途中で60歳になる方の前納期間は、60歳到達日（誕生日の前日）の属する月の前月分までです。

（例：8月1日に60歳の誕生日を迎える場合は、6月分まで）

* 6カ月前納、1年前納、2年前納をお申し込みいただいた場合、前納分の振替の際に、初回振替日の属する月の前月分をまとめて振替します。当月未振替（早割）の場合、初回振替日の属する月に前月分をまとめて振替します。

* 振替日となる末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替となります。

* 一部納付（一部免除）制度をご利用の方は、口座振替の前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）及び早割は利用できないため、翌月末振替となります。

「口座振替」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> 日本年金機構 検索